朝鮮人女性「年間1万人」強制連行の動かぬ証拠

今田 真人

第二次大戦末期、日本の植民地だった朝鮮から朝鮮人女性を集めて日本内地や国外に送る強制連行が、1944年度の「国民動員計画」だけで年間1万人に及んでいたことが、新たに見つかった「極秘通牒」などの戦時中の公文書でわかった。文書を発見したジャーナリスト・今田真人さんが「官憲による慰安婦狩り」の真相に迫る。

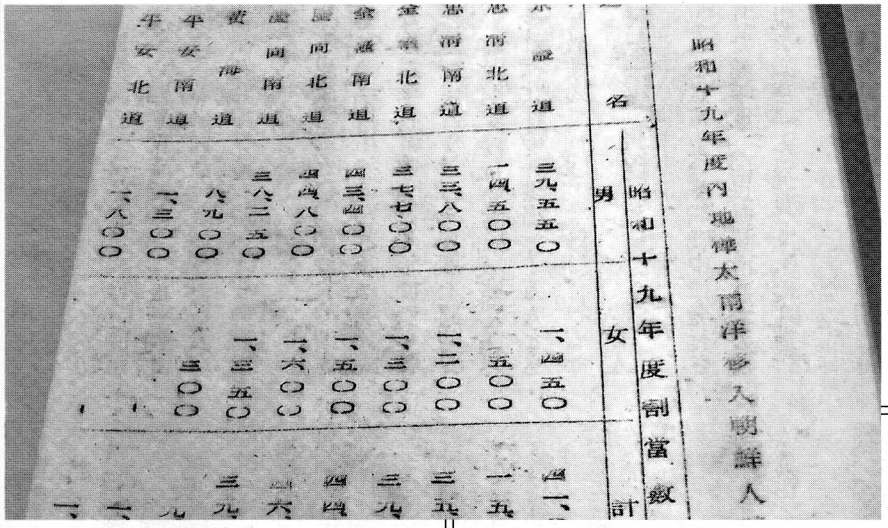
昭和十九年度内地樺太南洋移入朝鮮人

名	昭和十九年度割當數	
	男	女
京畿道	三九五〇	一四五〇
忠清北道	一四五〇〇	五〇〇
忠清南道	三三八〇〇	一二〇〇
全羅北道	三七七〇〇	一三〇〇
全羅南道	四三四〇〇	一五〇〇
慶尚北道	四四八〇〇	一六〇〇
慶尚南道	三八二五〇	一三五〇
黄海道	八九〇〇	三〇〇
平安南道	一三〇〇	
平安北道	一八〇〇	

【文書A】 朝鮮人女性1万人の「供出」を朝鮮13道に割り当てた一覧表
＝国立公文書館所蔵の公文書集『公文類聚第六十八編巻二十五・昭和十九年（朝鮮総督府四）』所収の公文書「朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正の件（昭和十九年七月十二日公布・閣議決定）」。

公文書で明らかになった官憲による「慰安婦狩り」

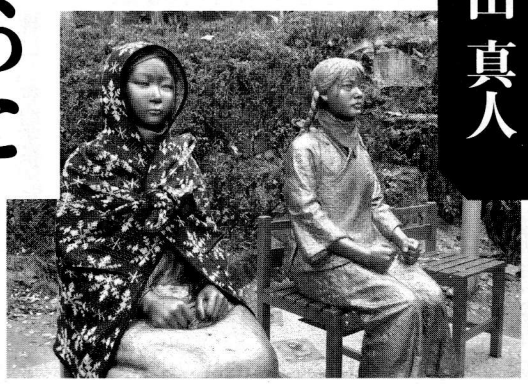
韓国ソウルの城北区に10月28日に設置された韓国人と中国人の「慰安婦」を象徴する「少女像」2体。（撮影／吉方べき）

最近、戦中の日本政府の対朝鮮支配機構＝朝鮮総督府関係の公文書〈文書A〉を読んでいて、アッと驚いた。

その中に、「昭和十九年度内地樺太南洋移入朝鮮人労務者供出割当数調」という表があったからだ。朝鮮人女性1万人の「供出」を、朝鮮13道（日本の都道府県に相当）に割り当てている。

昨年、『朝日新聞』などで「信憑性」を問われた故・吉田清治（よしだせいじ）氏の43年5月の「200人の慰安婦狩り」の舞台、済州島は当時、全羅南道に属した。公文書では、その全羅南道で「女1500人」の供出が目標とされている。吉田証言を裏付ける資料ではないか。

秘密協定による〝奴隷狩り〟

当時の日本政府の官庁の一つ、企画院（43年11月から軍需省）は39年度から44年度まで、国家総動員法に基づき、戦争遂行のための日本人などの「勤労動員」を、「国民動員計画」（41年度までは「労務動員計画」と呼ばれた）として、毎年度立案し、閣議決定した。

「計画」は日本政府と朝鮮総督府との片務的な秘密協定（注1）により、当時、日本の植民地だった朝鮮にも適用された。このため、朝鮮人にとっては、異民族政府の官憲による事実上の〝奴隷狩り〟に転化した。

ところで、先の公文書〈文書A〉の中にある「男29万人」は、44年度の「国民動員計画」（注2）に計上されている公式人数と同じだ。だが、同「計画」の公式な朝鮮人女性の朝鮮外への「供出」は、各年度とも「―」、つまり「ゼロ」とされている。

同公文書〈文書A〉には、39年度から44年度までの「国民動員計画に依る計画数」という一覧表も掲載されている（次ページの表参照）。

不思議なことに、朝鮮人の朝鮮外への「供出」の合計数は、「公式な国民動員計画」を40年度から各年度、1万～3万人程度上回っている。44年度は1万人上回るが、それは女性の「供出」1万人とも一致する（同表）。

計画に「女性なし」？

この点について、戦中に発行された43年度「国民動員計画」の解説書（注3）を発見し、謎が解けてきた。

同書の中の朝鮮人女性の朝鮮外への「動員」についての質疑応答部分を引用する。

▽**質問**　朝鮮人はどのくらひ使つてをるでせうか。

▼**課長**　数ですか。…毎年入れるのは其の年によつて相違はありますが、最近は計画上は大体十二万位です。けれども出て行くものもあり期間満了によつて帰鮮するものもありますからそう沢山の増加は致しません。

▽**質問**　それは男子朝鮮人だけですか。女子はをりませんか。

▼**課長**　をりますけれども計画の中で女子をのせたことはないのです。たゞある方面で必要上少々女子を集団移入として入れたものもあります。

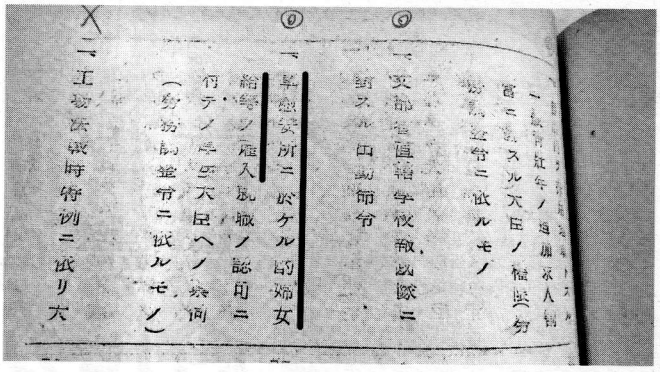

【文書B】「軍慰安所に於ける酌婦女給等の雇入」（傍線部分）が「動員計画」の対象業種であることを示唆する公文書
＝国立公文書館所蔵の公文書集『公文類聚第六十七編巻六十・昭和十八年』所収の公文書「行政事務の整理簡捷化及中央官庁の権限の地方委譲等に関する件（昭和十八年十二月十四日・閣議決定）」。

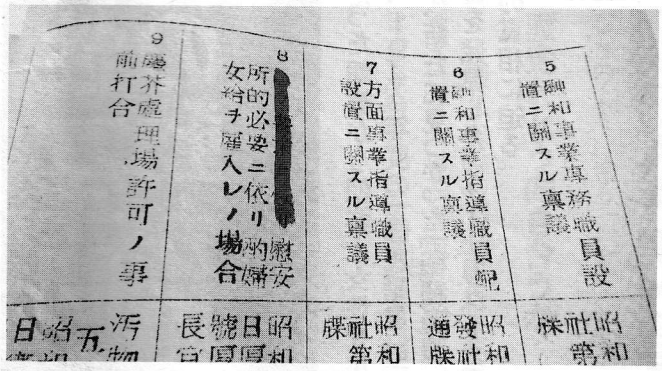

【文書C】「○の要求に依り」という文字を墨で消しているが、「慰安婦」の雇い入れが軍事機密の「軍の要求」であったことを示す公文書
＝国立公文書館所蔵の公文書集『公文類聚第六十八編巻四十一・昭和十九年』所収の公文書「第二次許可認可等行政事務簡捷化に関する件（昭和十九年一月六日・閣議決定）」。

同解説書は、朝鮮人女性の朝鮮外への「供出」を公式な「動員計画」に載せてはいないが、秘密裏には実施してきたと告白している。公式な「計画」と朝鮮総督府の公文書との差は、朝鮮人女性の朝鮮外への「供出」数を示している可能性が大きい。

動員対象に「軍慰安婦」

一方、当時の「動員」の対象職種に「軍慰安婦」があったことを示す、いくつかの公文書が存在する。

その一つが、43年の公文書〈文書B〉だ。厚生省関連の「動員」業務の中に「軍慰安所に於ける酌婦女給等の雇入就職の認可に付ての厚生大臣への稟伺（労務調整令に依るもの）」があることを明記している。

「労務調整令」とは、「国民徴用令」とともに、「動員」を国民に強制する法的根拠になった法令だ。日本の植民地・朝鮮にも適用された。違反すれば厳しい罰則があった。

この公文書によると、「慰安婦」にするための「供出」の認可権限は同年12月から、それまで厚生大臣（あるいは朝鮮総督）であったものを廃止し、地方長官（内地では各県知事、朝鮮では道知事に該当）に委譲した。

さらに、44年の公文書〈文書C〉では同年1月から、その権限を県（道）内に限り廃止した。実態の後追い措置だろうが、軍の命令と日本内地の知事の認可だけで、官憲が朝鮮で「慰安婦狩り」をできるようにしたと考えられる。

「極秘」の通牒が示すもの

44年の公文書〈文書C〉には、不可解な個所が二つある。

一つ目は、「動員」先の労働の職種を示す文字の一部が、黒い墨で消され、「（××××××）慰安所的必要に依り酌婦女給を雇入れの場合」となっていることだ。

二つ目は、根拠法令として示されている「昭和十六年十二月十六日」の厚生省の「第一八六号通牒」がどういうものであるのか不明なことだ。

一つ目の疑問は、国立公文書館で、現物の公文書をよく透かして見ることで解決した。墨で消されている文字は、「○の要求に依り」だと、なんとか判読できる。「○」とは「軍」の伏せ字だろう。

二つ目の疑問は、「極秘」という印のついた、戦中の厚生省の通牒〈文書D〉の発見で解決した。ピ

ンク色の表紙の裏には「注意」と題して次のような文章がある。

〈本書は労務調整令関係事務遂行上の参考資料として同令関係通牒を集録したるものなるも何れも秘及極秘扱の通牒なるを以て取扱に付ては万全を期し秘密保持に特に注意を要す〉

通牒には12の「業態」が列挙され、その4番目に「酌婦、女給」がある。その下の説明文「認可標準」には、「〇の要求に依り慰安所的必要ある場合に厚生省に稟伺して承認を受けたる場合の当該業務への雇入のみ認可す」とある。

14歳以上25歳未満で、専門技能もなく、国民学校（小学校に相当）を卒業もしていない女子の「動員」先の職種を、官庁が指定したものだ（労務調整令第7条）。

当時の朝鮮は日本内地と違って義務教育制が導入されず、朝鮮人女性の大半が国民学校に行けなかった（注4）。

この「極秘」の通牒は教育を受けた一部の女性を除き、未成年を含む大半の若い朝鮮人女性を「軍慰安婦」として、日本の官憲が強制連行したことを示す決定的証拠である。ちなみに、同通牒は、戦中の内務省職員、故・鈴木僊吉が秘蔵していたものだ。

公文書集〈文書A〉には、「国民動員計画」による朝鮮人の「供出」が急増し、朝鮮人の逃亡や抵抗が激増するとし、次のような官憲による取り締まりの強化を説くくだりがある。

日本官憲こそ大うそつき

〈未婚女子の徴用は必至にして中には此等を慰安婦となすが如き荒唐無稽なる流言巷間に伝はり此等悪質なる流言と相俟つて労務事情は今後益々困難に赴くものと予想せらる…鮮内外に於ける労務者の供給確保の為には労務動員手段の強化……は必至にして……国民徴用令、労務調整令違反の根絶……労務に関する悪質流言の取締……等警察力を以て指導取締を強化する……を必要とす〉

しかし、これまで明らかになったように、「慰安婦となす」という「動員」目的は「荒唐無稽なる流言」ではなく、官憲が必死に隠そうとした〝軍事機密〟だった。朝鮮人女性を強制連行した当時の日本官憲こそ、大うそつきである。

いま、「慰安婦の強制連行を示す証拠はない」などと、戦中の日本官憲と同じ立場に立った言説を、安倍政権や右翼タカ派の学者らが繰り返している（注5）。歴史を歪曲することは許されない。

※記事で引用した公文書の表記はすべて、旧字体の漢字を新字体に、カタカナをひらがなに改めた。

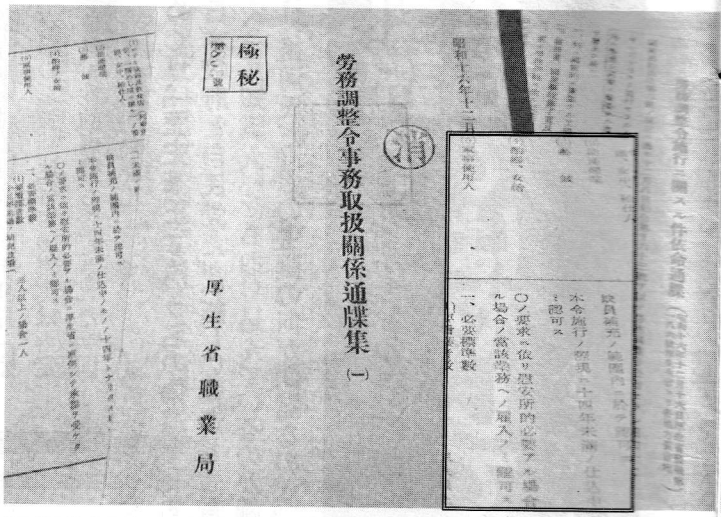

【文書D】今回新たに発見された厚生省の「労務調整令事務取扱関係通牒集」。「極秘」という印と、通し番号がついている。その中の労務調整令認可業態一覧表に「(4)酌婦、女給」がある。
＝国会図書館所蔵の冊子、厚生省職業局『昭和十六年十二月・労務調整令事務取扱関係通牒集(一)』所収の「労務調整令施行に関する件依名通牒（昭和十六年十二月十六日厚生省発職第一八六号厚生次官より各地方長官宛）」。
（提供／いずれも今田真人）　※文書Bの傍線は編集部。

朝鮮総督府の公文書に掲載された「国民動員計画に依る計画数」

（単位:人）

年度	国民動員計画に依る計画数				（参考）
	内地	樺太	南洋	内地・樺太・南洋の合計	公式な国民動員計画
1939年度	85,000	—	—	85,000	85,000
1940年度	88,800	8,500	—	97,300	88,000
1941年度	81,000	1,200	17,800	100,000	81,000
1942年度	120,000	6,500	3,500	130,000	120,000
1943年度	150,000	3,300	1,700	155,000	120,000
1944年度	290,000		10,000	300,000	290,000
合　計	814,800	19,500	33,000	867,300	784,000

〈注〉この一覧表が掲載されている朝鮮総督府の公文書の題名は「朝鮮総督府部内臨時職員設置制中改正の件」（1944年7月12日）＝〈文書A〉。
表中の数字は「移入朝鮮人労務者」の人数で、朝鮮人男女の朝鮮外への「動員」数を示している。
参考欄にある「公式な国民動員計画」の数字は、国立公文書館保管の戦中の企画院（軍需省）作成の各年度の「国民動員計画」の数字。
44年度の1万人という数字は、樺太と南洋の区別がない。（作成／今田真人）

（注1）国立公文書館所蔵の公文書集『公雑纂・昭和十七年・第八巻・内閣』所収の公文書「極秘・労務関係例規集」中の「昭和十六年度労務動員実施計画に依る朝鮮人労務者の内地移入要領（昭和十六年十一月二十日協定）」など。
（注2）同館所蔵の公文書集『昭和十九年公文別録・国家総動員計画及物資動員計画関係書類三』。
（注3）国会図書館所蔵の政府当局者の解説書『企画院第三部・山内第二課長講演、昭和十八年度国民動員計画の解説』（43年7月15日、生産拡充研究会、非売品）。
（注4）植民地朝鮮の教育事情は、『証言・未来への記憶・アジア「慰安婦」証言集Ⅰ』所収の金富子氏の論文に詳しい。
（注5）秦郁彦氏『慰安婦と戦場の性』（99年、新潮社）は、「慰安婦となすがごとき…流言」を「（朝鮮）総督府では単なるデマではなく、一種の反日謀略ではないかと疑っていた」と、当時の日本官憲の発言を正当なもののように紹介している（368頁～）。

いまだ　まさと・フリージャーナリスト。